

鳥取県告示第 269 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

門尾地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 15 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 15 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町下門尾字下屋敷 39	1 号
八頭郡八頭町下門尾字セ戸山上分 210	2 号
八頭郡八頭町門尾字堤谷 550-1	3 号
八頭郡八頭町門尾字堤谷 542	4 号
八頭郡八頭町門尾字コフボ山 527	5 号
八頭郡八頭町門尾字コフボ山 527	6 号
八頭郡八頭町門尾字岡 195	7 号
八頭郡八頭町門尾字岡 197	8 号
八頭郡八頭町門尾字上屋敷 290 地先道路敷	9 号
八頭郡八頭町門尾字上屋敷 294-2 地先道路敷	10 号
八頭郡八頭町門尾字堤谷 546 地先道路敷	11 号
八頭郡八頭町門尾字上屋敷 308-5	12 号
八頭郡八頭町門尾字前田上分 331 地先水路敷	13 号
八頭郡八頭町下門尾字前田上分 19	14 号
八頭郡八頭町下門尾字前田上分 22-6	15 号